

# 第4節 次期総合計画策定委員会

## 1 次期総合計画策定委員会

策定審議会からの意見や提言などを受け次期総合計画(案)の検討を行うため、副町長を委員長とし、教育長、部長の7人で構成する策定委員会を設置しました。

また、策定委員会は、策定委員会、策定幹事会、作業部会の3つの組織で構成しました。

	検討項目
第1回 (平成21年10月5日)	●公募作業部会員の募集、審査などについて
第2回 (平成21年10月16日)	●公募作業部会員の募集、審査などについて
第3回 (平成22年3月23日)	●基本構想(骨子)について
第4回 (平成22年4月6日)	●次期総合計画策定方針について ●将来推計人口について ●土地利用方針について
第5回 (平成22年7月22日)	●基本構想(素案)の修正について ●基本計画(骨子)の作成依頼について
第6回 (平成22年8月20日)	●基本構想(素案)庁内意見募集結果について
第7回 (平成22年11月30日)	●基本構想(素案)について
第8回 (平成23年1月13日)	●基本計画(素案)策定依頼について
第9回 (平成23年3月7日)	●基本計画(骨子)について
第10回 (平成23年6月2日)	●地方自治法改正に伴う方針について ●基本計画(素案)について
第11回 (平成23年7月11日)	●基本構想(案)について ●資料編(案)について
第12回 (平成23年8月8日)	●次期総合計画の印刷製本準備について
第13回 (平成23年8月11日)	●次期総合計画の印刷製本準備について
第14回 (平成23年8月31日)	●次期総合計画(原案)について

## 2 次期総合計画策定委員会 策定幹事会

策定幹事会は、課長職にある25人で構成し、策定委員会からの指示に基づき、主に基本計画(案)の策定に携わりました。

前計画である総合計画21を評価し、また、作業部会からの意見を踏まえて庁内の意見をとりまとめ、施策に関する町長や策定委員長である副町長からのヒアリングなどを経て、基本構想(案)に定める将来都市像実現のために行うべき施策を検討し、基本計画(案)の策定作業を行い、策定委員会へ報告を行いました。

	検討項目
第1回 (平成21年11月26日)	●総合計画21(前計画)施策評価について
第2回 (平成22年2月1日)	●総合計画21(前計画)施策評価に係るヒアリングの実施について
第3回 (平成22年4月6日)	●次期総合計画策定方針について ●将来推計人口について ●土地利用方針について
第4回 (平成22年7月22日)	●基本構想(素案)の修正について ●基本計画(骨子)の作成依頼について
第5回 (平成22年10月1日)	●基本計画(素案)の作成依頼について
第6回 (平成23年1月13日)	●基本構想(素案)について
第7回 (平成23年7月14日)	●基本計画(案)について
第8回 (平成23年9月1日)	●次期総合計画(原案)について

### 3 次期総合計画策定委員会 作業部会

町民の視点からこれからのまちづくりを考えるため、公募に応じていただいた方や学識経験をお持ちの方、日頃からまちづくり活動に参加している方に計画策定の段階から参画いただき、これからの10年間を担う中堅職員と共に、双方向で意見やアイデアを出し合い“町民が日頃考えていることを自由に発表する場”という位置づけのなかで、その意見やアイデアを取りまとめました。

作業部会で出された意見は、総合計画を策定するための基礎資料として使用しました。



意見交換のようす



意見交換の結果発表のようす



第6回会議 まち点検のようす

	検討項目	活動のようす
第1回 (平成21年12月18日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業部会の運営について</li> <li>●まちを知ろう               <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画について</li> <li>・総合計画21の概要について</li> <li>・町民意識調査等結果報告書について</li> </ul> </li> </ul>	
第2回 (平成22年1月27日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちのお宝発見 “野々市町の個性、魅力、誇りを探そう”</li> </ul>	
第3回 (平成22年2月24日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来への処方箋 “解決すべき問題点と優先度”</li> </ul>	
第4回 (平成22年3月24日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来の野々市パート1 “野々市の将来都市像とめざすべき方向性”</li> </ul>	
第5回 (平成22年4月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来の野々市パート2 “野々市の将来都市像とめざすべき方向性”</li> </ul>	
第6回 (平成22年5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まち点検 “まちのよいところや課題を確認しよう”</li> </ul>	
第7回 (平成22年6月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来の野々市パート3 “野々市の将来都市像とめざすべき方向性”</li> </ul>	
第8回 (平成22年7月20日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本構想(素案)について</li> </ul>	

	検討項目	活動のようす
第9回 (平成22年8月25日)	●まちづくりの施策(基本計画)について	
第10回 (平成22年9月14日～ 10月29日)	●まちづくりの施策(基本計画)について ※会議の形式をとらず、電子メール、 郵便で意見の提案をいただきました	
第11回 (平成22年12月20日)	●まちづくりの施策(基本計画)について	
第12回 (平成23年3月28日)	●基本計画(骨子)について ●次期総合計画策定に係る コラム作成の依頼について ●次期総合計画絵画・写真展の 開催について	
第13回 (平成23年6月29日)	●コラム作成のための 意見交換について ●タイムカプセルの設置について(報告) ●絵画・写真展の実施について(実施報告)	
第14回 (平成23年9月21日)	●次期総合計画(原案)について	

## 作業部会 部会員名簿

(五十音順：敬称省略)

職	氏名	所属等
部会員	石畝 朋宏	市職員
部会員	今村 兼太郎	市職員
第1分科会長	内田 奈芳美	金沢工業大学
部会員	加藤 靖二	公募
部会員	河上 純子	市職員
部会員	北川 千里	公募
部会員	日下 弘吉	カメラiapルの会
部会員	熊谷 貴秀	市職員
第2分科会長	桑村 佐和子	石川県立大学
部会員	佐久間 千恵	公募
部会員	田中 陽子	公募
部会員	田村 昌宏	市職員
部会員	蓮池 順子	野々市市家庭教育推進協議会
部会員	早川 雅代	野々市市学童保育連絡協議会
副部会長	林 浩陽	株式会社林農産
部会員	東 和之	市職員
部会員	古谷 亜希子	市職員
部会員	前川 賢吾	市職員
部会員	宮森 恒成	公募
部会員	村尾 卓哉	市職員
部会員	山下 裕之	公募
部会員	横浜 猛夫	市職員

## 4 次期総合計画策定委員会設置要綱

制 定	平成21年野々市町告示第125号 (平成21年8月19日)
一部改正	平成21年野々市町告示第147号 (平成21年10月16日)

### (設置)

第1条 野々市町次期総合計画の策定に関し、基本構想案及び基本計画案を作成するため、野々市町次期総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野々市町次期総合計画に係る基本構想案及び基本計画案を作成すること。
- (2) 第13条第2項第2号の公募による町民の選考に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、副町長、教育長及び部長(教育委員会事務部局の部長を含む。)をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、野々市町次期総合計画策定審議会が町長に対し最終答申を行う日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (策定幹事会)

第8条 委員会に、野々市町次期総合計画策定幹事会(以下「策定幹事会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第9条 策定幹事会は、野々市町次期総合計画に係る基本計画案の策定に関し、庁内における基本計画案の調整及び検討を行い、委員会に報告を行う。

### (組織)

第10条 策定幹事会の委員は、職員のうちから、別表に定める者をもって充てる。

### (部会)

第11条 委員会に、野々市町次期総合計画策定作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第12条 部会は、野々市町次期総合計画に係る基本計画案の策定に関し、基本計画案を検討し、策定幹事会に報告を行う。

## (組織)

- 第13条 部会は、部会員22人以内をもって組織する。  
 2 部会員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。  
 (1) 学識経験者 6人以内  
 (2) 公募による町民 6人以内  
 (3) 町職員 10人以内

## (部会長及び副部会長)

- 第14条 部会に、部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会員の互選により定める。  
 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。  
 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第15条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

## (連絡会議)

- 第16条 委員会に、野々市町次期総合計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第17条 連絡会議は、野々市町次期総合計画の策定に関し、部会の運営支援、調整及び検討内容の整理を行う。

## (組織)

- 第18条 連絡会議は、総務部、住民生活部、健康福祉部、産業建設部及び教育文化部の各部から1人ずつ、町長が指名した職員をもって組織する。

## (庶務)

- 第19条 委員会の庶務は、総務部総務企画課において処理する。

## (その他)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

## (招集の特例)

- 2 第15条の規定にかかわらず、最初の部会の招集は、委員長が行う。

## 附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

## 別表(第10条関係)

秘書課長	保険年金課長	会計課長
総務企画課長	子育てあんしん課長	議会事務局長
財政課長	保健センター長	監査委員事務局長
税務課長	産業振興課	教育総務課長
住民課長	建設課長	学校教育課長
環境安全課長	都市計画課長	生涯学習課長
広報情報課長	企業管理課長	文化振興課長
しあわせ支援課長	上下水道課長	スポーツ振興課長
介護長寿課長		